

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年6月13日

2. 認定事業再編事業者名
株式会社丸三美田実郎商店

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社丸三美田実郎商店（以下「美田社」）は、株式会社カワハラデンブンを子会社化し、美田社の原料集荷や営業力などのノウハウを活用し、国産ばれいしょでん粉及び製品の生産体制の強化・効率化を図ることにより、グループ一体となって、供給が不足する国産ばれいしょでん粉製品を増産し、生産者の販売機会の拡大及び経営安定・発展につなげることを目指す。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

過去にばれいしょの取引があったが現在は取引がない農業者、そして当社周辺地域でまだ取引をしたことがない農業者にアプローチを行い、原料となる規格外ばれいしょの集荷量増加（農業者1件あたり10tとして30件、合計300tの増加）と固定価格による長期間の契約栽培の締結（R6年度実績4.5haからR10年度計画12.0haの増加、原料として300tの増加）を実施する。それにより、馬鈴しょの調達量を8.3%（R6年度実績7,200t→R10年度計画7,800t）増加させることを目標とする。

また、ばれいしょでん粉の販売量を8.3%増加（R6年度実績1,200t→R10年度計画1,300t）させることを目指す。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、従業員1人あたりの付加価値額を令和6年3月末から令和11年3月末には17.5%向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和11年3月末において当社の有利子負債はキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を超える予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業
飲食料品の製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容
（事業の構造の変更）

ばれいしょでん粉の製造を行う株式会社カワハラデンブンの子会社化

（事業方式の変更）

株式会社カワハラデンブンがグループとなることで、それぞれで調達していた包装資材の共通化等を行い、経営の効率化を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社丸三美田実郎商店 北海道士別市上士別町16線北2番地

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項
該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容
別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和7年8月

終了時期：令和11年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
<p>五 他の会社の株式又は持分の取得(当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。)</p>	<p>①株式取得会社 名称：株式会社丸三美田実郎商店 住所：北海道士別市上士別町16線北2番地 代表者：代表取締役 太田 壽一 資本金：20百万円</p> <p>②株式被取得会社 名称：株式会社カワハラデンプン 住所：北海道士別市南町西4区1878 代表者：代表取締役 川原 一夫 資本金：30百万円</p> <p>③取得する株式 株式会社カワハラデンプンの代表者一族が保有する株式の90.8%</p> <p>④派遣する役員の数：2名</p> <p>⑤株式取得期日：令和7年7月31日</p>	<p>法第25条第1項(株式会社日本政策金融公庫による低利・長期の資金の貸付け)</p>
法第2条第5項第2号の要件		
<p>農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化</p>	<p>株式会社丸三美田実郎商店がこれまで構築してきた地元の農業者とのつながりを活かして、原料となる馬鈴しょの集荷力強化や契約栽培を推し進めて、さらなる製造量増加を図るとともに、需要家への販売強化を図る。</p>	